

秋田県公安委員会規則第9号

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則を次のように定める。

平成28年8月12日

秋田県公安委員会委員長 柴田寛彦

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条の4第1項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第110条の規定に基づき、風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 委員の委嘱は、協議会を置く地域ごとに法第38条の4第1項に規定する者に対して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協議会が置かれる地域を管轄する警察署長については、当該警察署長の職に就いた日に委員の委嘱があったものとみなす。ただし、当該日以降に協議会が置かれることとなった場合は、当該協議会が置かれた日に委員の委嘱があったものとみなす。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員の解嘱等)

第4条 公安委員会は、委員が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき、委員としてふさわしくない非行があったときその他特別な理由があるときは、委員を解嘱することができる。

2 公安委員会は、委員から辞職の申出があったときは、委員を解嘱するものとする。

(補則)

第5条 この規則の施行及び風俗環境保全協議会の運用に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。